

【特別警報】に対する非常措置について1. 登校前に発令された場合

- (1) 「特別警報」が解除されるまでは、登校を見合わせ、「自宅待機」させてください。
- (2) 「特別警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。
  - ・午前0時までに解除になった場合…5校時（13時55分）から始業（給食は中止）  
(13時25分に集合し集団登校します。)
  - ・午前0時現在、「特別警報」発令中の場合…臨時休業（午前11時以降、警報解除になっても休校です。）

2. 在校中に発令された場合

その時点から臨時休業に入ります。暴風警報と同様、気象状況・帰宅に要する時間・通学路の状況・家庭状況などに十分配慮し、帰宅させるかどうかを決定します。原則として集団下校をしますが、緊急下校時には「学校で待機する」とお知らせいただいている児童は、学校で待機をしておりますので、できるだけ早く児童のお迎えをお願いします。

【暴風警報】に対する非常措置についてのお知らせ

台風により「京都府南部地方」または「京都・亀岡地方」に「暴風警報」が発令された場合の措置

1. 登校前に発令された場合

- (1) 「暴風警報」が解除されるまでは、登校を見合わせ、「自宅待機」させてください。
- (2) 「暴風警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。
  - ・午前7時までに解除になった場合…平常授業
  - ・午前9時までに解除になった場合…3校時（10時45分）から始業  
(10時15分に集合し集団登校します。)
  - ・午前11時までに解除になった場合…5校時（13時55分）から始業（給食は中止）  
(13時25分に集合し集団登校します。)
  - ・午前11時現在、「暴風警報」発令中の場合…臨時休業（午前11時以降、警報解除になっても休校です。）

2. 在校中に発令された場合

その時点から臨時休業に入りますが、気象状況、帰宅に要する時間、通学路の状況、家庭状況などに十分配慮し、帰宅させるかどうかを決定します。原則として集団下校をしますが、緊急下校時には「学校で待機する」とお知らせいただいている児童は、学校で待機をしておりますので、できるだけ早く児童のお迎えをお願いします。

\*『大雨警報』『洪水警報』が発令され、通学路に支障があれば学校から登下校については連絡します。連絡のない場合は通常の登下校路を通ります。

【地震等の災害】に対する非常措置について1 登校前に発生した場合

- (1) 震度5弱以上の地震が発生した時は、次の登校日を臨時休業とします。
  - ・下校後、午前0時までに発生した場合は翌日を臨時休業に、午前0時以降、登校までに発生した場合は当日を臨時休業にします。
  - ・休業日、休業前日に発生した場合は、原則として休業明けの登校日を臨時休業としますが、安全が確認でき、授業等を実施する場合は、ホームページ等により、授業等を実施する旨を連絡します。
- (2) 臨時休業とした場合、登校の再開日は学校及び近隣の被災状況を確認のうえ、改めて学校から連絡します。

2 在校中に発生した場合

その時点から臨時休業に入り、下校の安全確認ができるまで学校で待機しますので、児童のお迎えをお願いします。

○いざれの場合も、今回提出していただく「緊急時引渡しカード」に基づいて対応しますので、必ず連絡が取れるようにしておいてください。

○テレビ・ラジオ・インターネット等の報道に注意してください。